

させぼ 農業委員会だより

No. 26 2024年1月発行 ●編集・発行元/佐世保市農業委員会 〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 TEL0956-24-1111
佐世保市ホームページ: <https://www.city.sasebo.lg.jp/>



写真/いちごの高設栽培(吉井町)

主な内容

- ◎新年のごあいさつ
- ◎市長への意見
- ◎農業委員、農地利用最適化推進委員の紹介
- ◎農家紹介
- ◎農業者年金
- ◎地域計画について



★佐世保市農業委員会ホームページをご覧ください。

佐世保市農業委員会

検索

<https://www.city.sasebo.lg.jp/jigyosha/noringyo/inkai/index.html>

農業委員会では下記の内容等をホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

- ・農業委員会の目標と活動計画
- ・農業委員会総会日程、議事録
- ・農業委員会の概要
- ・各種申請、届出様式
- ・具体的な事業紹介（農地の賃借料情報等）
- ・農業委員会のお知らせ（過去の農業委員会だより等）



新年のごあいさつ

佐世保市農業委員会

会長 赤木 行秀



新年あけましておめでとうございます。

農家の皆様におかれまして

は、ご家族お揃いで新春をお迎えのことと衷心よりお喜び申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ5類感染症に位置付けられ、以前の日常生活を少しずつ取り戻してきていると思われれます。

年頭のごあいさつ

佐世保市長 宮島 大典



明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお喜

び申し上げます。

農業委員会の皆様におかれましては、昨年7月の改選により新しい体制となられ、新会長のもと、農地等の利用の最適化の推進を中心に、本市の農業の振興にご尽力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

一方、世界情勢の不安によるエネルギー価格の上昇に加え、円安及び需要の増加に対する原材料の供給不足等に伴う物価の高騰が続いており、農業分野においても飼料穀物や肥料原料、燃油といった農業資材の価格高騰が、農業経営や畜産経営に大きな影響を及ぼしています。

このような状況の中、食料の安定供給の重要性が改めて認識されており、食糧需給の変化、米価の低迷、生産資材価格の高騰、生産者の高齢化による集落の労働力不足、農地の荒廃など、農業を取り巻く諸課題に対処し、持続可能な生産環境を次の世代に引き渡していかなければなりません。

これらの課題解決に向けて、地域の農業者を代表する農業委員会が果たす役割もますます重要となっていくものと思います。

私も農業委員会の責務は、『農地等の利用の最適化の推進』であり、『担い手への農地利用の集積・集約化』、『遊休農地の発生防止・解消』、『新規参入の促進』が重要任務です。

国において法定化された「地域計画」については、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取り組みを進め、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するものとして、市において順次作業が進められています。

の人口増加傾向と気候変動の影響からも、食糧の安定供給への懸念はますます高まっています。現在、国において進められている農政の基本法となる「食料・農業・農村基本法」の見直しにつきましても、食料安全保障の確立と農業を持続させるための適正な価格転嫁の仕組みづくりが期待されることです。

さて、私が考える市政の最重要課題は「人口減少対策」であり、人口減少に歯止めを掛けるため大胆な取り組みを進めることが必要と考えます。市政運営にあたり掲げた子育て支援や教育の充実をはじめとした「99の政策」につきましても、今後の佐世保市政の大きな指針になると考えます。今後

私も農業委員会は、昨年7月の改選を受け、第25期農業委員会として新たな体制で活動をスタートしております。

私も新会長として心を新たにし、なお一層、『農地等の利用の最適化の推進』に尽力してまいる所存でございます。

地域計画に関しましても、昨年に引き続き、農業委員会において農地所有者の方などに意向調査を行ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様にとりまして、今年が幸多き年であり、新年のことを心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶に代えさせていただきます。

様々なご意見をいただきながらブラッシュアップし、市民目線、対話重視を基調として推進を図っていきたくと思っています。農業分野としましては、農業のスマート化と経営力強化、農作物のブランド化の推進、地産地消と食育を掛け合わせた「食」と「農業」のサイクルづくりなどを掲げております。本市の農業振興にあたり、農業委員会と連携して推進を図ってまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本年が皆様方にとりまして、実り多い一年になりますことを祈念申し上げます。年頭のごあいさつといたします。

令和五年度

市長への意見

農業委員会は、令和5年9月21日に宮島市長に対し意見を提出し、その回答を令和5年10月27日に受理しました。(詳細はHP参照)

1. 生産資材等価格の高騰対策について

【意見】

世界的なエネルギー価格の上昇と円安などによる経費増を農産物価格に転嫁できない状況が続いております。

引き続き経費高騰対策、支援策とその拡充をお願いいたします。

【回答要旨】

飼料代の経費が高い割合を占める畜産経営体特に厳しい状況と認識しておりますことから、昨年度に引き続き、粗飼料と代用乳、及び施設園芸や茶の加工に必要な燃油への支援を実施することといたしました。

2. 農業所得増加対策について

【意見】

①二毛作、推奨作物の推進

食糧安全保障の観点からも、基盤整備ほ場など条件の良い農地での裏作を推奨し、農業所得が上がる施策と裏作に適した作目の推奨をお願いいたします。

②中山間地域に合った農業への支援
多面的機能支払や中山間地域等直

接支払制度等により地域の共同活動を支援するとともに、小規模の土地改良や狭い土地でも高収益を上げることが可能な作目を振興するなど農業が産業として成り立つ活性化策をお願いいたします。

③農業用機械の更新、スマート農業支援

多くの人の手を用いる労働集約型の農業生産の現場は、農業用機械の利用により生産性を高めました。是非とも農業用機械の更新支援策、補助事業の導入の検討と、スマート農業の推進についても各生産部会の意見を聞き取りながら検討をお願いいたします。

【回答要旨】

①従来からある経営所得安定対策の産地交付金を活用して裏作を推奨しています。推奨品目については関係機関と協議しながら選定を行ってまいります。

②地域の共同活動については今後も支援を継続してまいります。収益性が高い取り組みとして花きの施設栽培がありますが、そのほかの作物についても研究を進めていきたいと考えております。

③今後の制度見直しにつきましては、各生産部会の意見を聞きながら、生産者の所得向上に寄与する事業となるよう検討していきたいと考えております。

3. 認定農業者農地集積助成金について

【意見】

農地集積助成金は担い手に農地を集積する役割を果たしてきました。

利用権の新規設定・更新等が終了した後も、同様な助成金制度の導入をお願いいたします。

【回答要旨】

農業委員会事務局との調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

4. 農地にかかる工事について

【意見】

①農地災害復旧工事における受益者負担金の廃止

米価の引き下げや燃油や肥料等の諸物価の高騰により農家は大変厳しい状況になっており、食料安全保障の観点からも農地災害復旧工事の受益者負担を廃止し、農地を守る政策の展開をお願いいたします。

②工事実施要望書

要望書に概算参考見積書の添付が求められますが、農家としては知識がなく困難なため、見積書を添付せずとも工事要望が可能な制度にしたいだけでなく、市補助金の補助率(7割)の見直しをお願いいたします。

③農地乗り入れ口のコンクリート舗装への原材料支給

農地への乗り入れ口は傾斜が急で滑りやすく横転事故が発生し易い場所です。安全性の確保と遊休農地化を防ぐためにも支給の対象に含めていただきますようお願いいたします。

【回答要旨】

①利益を受ける方に受益の範囲内で手数料などを負担していただくことを基本としておりますのでご理解をいただきたいと思います。

②概算見積書の作成を困難とする場合には、市、地元、業者で現場立ち合いを行うなど力添えをさせていただきます。補助率については市の財政事情等からご理解ください。よろしくお願いいたします。

③公共性を鑑みて個人農地への支給はできないこととしております。なお、多面的機能直接支払制度により事業実施の可能性がおりますのでご検討くださいますようお願いいたします。

5. 国土調査(地籍調査)の早期実施について

【意見】

今年度からタブレット端末を利用した利用状況調査等が実施されるなど、DX化の進展に伴って土地の正確な位置・境界情報の取得が必要となっており、年々地籍調査の重要性が増しています。

農村地域の地籍調査を積極的に推進していただきますようお願いいたします。

【回答要旨】

国において定められた国土調査事業10カ年計画の方針に基づき、市街地を中心に実施しておりますが、農地利用が多い都市周辺部におきましても一部で調査に着手しており、今後も計画的に実施することとしております。

第25期農業委員会農業委員のご紹介

(任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日)

三川内地区  中里 政義 耕作放棄地の解消に地域の農家と共に頑張ります。	宮地区(副会長)  阿波 茂敏 地域の農業振興に努めます。	江上地区  北村 憲治 耕作者の高齢化に伴う耕作放棄地の発生防止に努めます。	針尾地区  廣瀬 忠之 農業委員として地域の農業振興に努めます。
柚木地区  手光 晴也 遊休農地の減少と地域の農業振興の為、頑張ります。	佐世保地区  川口 勇二 農業委員として地域の遊休農地を耕作するよう呼びかけます。	日宇地区  磯本 安男 推進委員を活かし荒廃や遊休農地の発生防止に努めます。	早岐地区  本城 充 次世代への農地保全と農業振興に取り組んでいます。
相浦、九十九地区  伊賀崎 典正 食糧生産の為の農業の担い手が多くなる事を願っています。	中里地区  近藤 誠 皆様方のために頑張ります。	皆瀬地区  辻 茂樹 3期目です。地域のために尽力します。	大野地区  牟田 昇 25期は地域計画の推進に努めます。
小佐々地区(会長)  赤木 行秀 農業振興、遊休農地の解消・発生防止に努力致します。	宇久地区  西尾 政喜 今期も皆さんの為に頑張りたいと思います。	世知原地区  田中 広昭 地域の代表として農業振興に努力していきます。	吉井地区  水口 一男 我が町の田んぼ、加速度的に荒廃が進む何とかしない。
	皆瀬地区  大宅 和子 中立委員三期目です。地域のお役に立てるよう努めます。	鹿町地区  内野 正実 地域農業崩壊を防ぐ為努力して参ります。	江迎地区  松永 信義 農家の減少を止める為の手段を皆で考えよう。

第25期農業委員会 推進委員のご紹介

(任期：令和5年7月27日～令和8年7月19日)

三川内地区  地元農業の将来像を見据え、地域に根差した活動をします。 迎 篤之	宮地区  地域農業発展のために努力します。 坂口 要	江上地区  地域の皆様の農業活性化に役立つよう頑張ります。 古川 清志	針尾地区  新人です。宜しく願います。地域のため頑張ります。 永田 照雄
柚木地区  推進委員として、地域農業に役立つよう頑張ります。 山中 幸治	佐世保地区  今期も推進委員として地域の皆様のために頑張ります。 松永 豊吉	日宇地区  新人です。推進委員として地域の農業発展に努めます。 丸田 浩行	早岐地区  地域農業の活性化のため、お役に立てるよう頑張ります。 久野 孝典
相浦、九十九地区  今後、地域をどの様にしていくなかに考えましよう。 富川 利光	中里地区  地域の為、今後も頑張っていきたいと思えます。 永田 富士夫	皆瀬地区  地域の皆様と共に、農地等に関する諸問題に取り組めます。 山口 良行	大野地区  二期目も地域農地、農家の為、努力します。 村田 司
小佐々地区  地域農業活性化の為、新規参入や後継者対策に努めます。 松田 眞	宇久地区  地域のお役に立てるよう頑張ります。 畠中 辰秀	世知原地区  地域農家の相談相手となり、推進委員として頑張ります。 尾崎 修平	吉井地区  推進委員として、地域農家のお役に立てるよう頑張ります。 末永 広幸
退任された委員、推進委員のご紹介 令和5年7月19日をもって、次の方々が退任されました。長い間お疲れ様でした。(敬称略) 有馬 秀志 八並 秀敏 浦 清一 小川 憲市 原 和文 久野 利幸 宮崎 敦			
		鹿町地区  2期目の推進委員として、初心を忘れず頑張ります。 松田 庄二	江迎地区  荒廃農地の発生を防止し地域の農業維持に努めます。 小川 憲人

～確かな技術で柔軟な経営を目指して～ 南部地区

今回は、黒髪町の浦修平さん(34才)をご紹介します。

浦さんは、アスチルベやセンニチコウを中心とした草花70種を経営される花き生産者です。

ご実家がキンギョソウやストックなどを生産する花き農家であったことから、将来の就農も視野に大学も農学部に進学されました。

大学卒業後はながさき西海農業協同組合に就職され、営農指導員として生産現場に長年関わられましたがお子さんの誕生や、お父様からの農業経営の承継を機に、アスチルベを主力とした花き生産者として3年ほど前に就農されました。

お父様が長年培ってこられた栽培技術を学びつつ、ご自身のJAでの経験や、生産者仲間との生産部会活動を通じて、需要に合わせた柔軟な経営を目指して日々取り組まれています。

就農後ほどなくして始められたセンニチコウ(千日紅)は、アスチルベ部会の染色技術を用いて出荷されているもので、その独自の色合いから、関東や関西の市場から多くの引き合いがあつているそうで、出荷時期が異なるアスチルベとセンニチコウは年間作業の平準化にもか

なっているそうです。

今後の経営について尋ねると、現在の農地を有効に利用して、お父様の確かな技術を受け継ぎつつ、適時、適量で市場性の高い品目展開で経営の安定を図りたいとのこと、将来的には従業員を雇用して家族の負担を軽減できればと語ってくださいました。

このたびは忙しい中に時間を割いて取材をお受けいただきありがとうございます。今後ますますのご活躍を期待いたします。

(川口勇二委員取材)



～地域と共に～

柚木地区

今回は、里美町の田中成年さん(59才)をご紹介します。

成年さんは高校卒業後、2年間の研修を経て就農され、お父様がはじめられた酪農を引き継ぎ、奥様のさとみさん、息子の翔さんとの家族経営で40頭の乳牛とその子牛20頭を飼養されています。

お父様の代から通算56年になられる牧場経営は、輸入飼料や各種資材価格の高騰で難しい時期にある中、自給飼料の確保に努められ、標高370mの豊かな環境で育まれる美味しい牛乳を日々出荷されています。

自給飼料は、作り手がなくなった近隣の農地を引き受けて生産され、地域の環境保全にも一役買われており、地域の人たちにも大変喜ばれているそうです。

早朝4時から始まる牧場作業の傍ら、市内の保育園児やその保護者向けの食育活動や牧場見学の受け入れにも取り組まれており、また、さとみさんは自家産の野菜を使ったお弁当やお総菜、お漬物づくりも定期的にされるなど、地域に根ざした経営をされています。

これまでの牧場経営での苦労話をさとみさんに伺ったところ、



ろ、成年さんが作業中に怪我をして、ひと月ほど牛の世話ができなくなった時があつたそうです。その時に地域の人や酪農仲間の手助けがあつたおかげで今があると語られ、3年前からは翔さんが就農したことで、家族で体を休め合いながら今後も営んでいきたいとのことでした。

(村田司委員取材)

～いちご一会～

吉井地区

今回は、8年ほど前から施設栽培でいちご27[㍓]を経営されている、吉井町橋川内の松尾篤浩さん(48才)をご紹介します。

ご実家は非農家という松尾さんは長年会社勤めをされていていましたが、奥様のご出身がいちごの生産が盛んな吉井町という縁もあり、また、会社勤務の中で農家の人と接する機会が多かったとのことで、その中で農業に興味を湧き始め、次第に自身でも農業をやりたいという気持ちが高まっていったそうです。

そのような中、とあるいちご農家の活き活きとした紹介記事を地域の情報誌で目にし、いちご生産者への転身を決心され、会社勤めの傍ら、弟子入りするような形でいちご農家の門を叩かれました。

いちごは設備投資が大きいことから、他品目での就農を相談先の行政機関で薦められる中、松尾さんの決心は固く、会社勤めとの掛け持ちで1年半、さらに研修機関での1年間の研修を経て就農されました。

現在、JAながさき西海佐世保いちご部会(会員36名)に所属する松尾さん。部会員の仲間と切磋琢磨する形で積極的に設備の充実を図られており、環境制御機器の導入によるハウス内の



(松田眞委員取材)

気温や炭酸ガス等の遠隔制御、いわゆる「スマート農業」を実践されています。また、高設ベンチによる省力化や自動灌水、化学農薬の使用低減にも取り組みながら、高品質、高収量を実現されています。

今後の抱負を伺ったところ、「所得を増やしたい」と一言語られ、近年の資材価格高などご苦労もあられますが、2年ほど前からは観光農園(いちご狩り)にも取り組むなど、ますます意欲的な松尾さんです。

いちご農家の先輩として、今後ますますの活躍を期待します。

全国農業新聞

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会ネットワークが発行する農業総合専門紙です。

「週刊」という1週間の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

発行日 毎週金曜日
購読料 1ヶ月 700円
申込 農業委員会事務局または地区の農業委員、推進委員へ

農政ニュース・解説等

1週間の農政ニュース、農業情勢をまとめてチェックできます。日本で唯一の農地制度の専門紙ならではの視点で、話題のトピックを解説します。

経営・技術・流通

よりよい経営のヒントや優良事例、特長ある農業技術や最新情報、流通のトレンドなど、農業現場に役立つ旬の情報をお届けします。

地方版

身近な地域の話など、地域密着の記事も充実。

その他、食、健康、くらしなど女性にも満足いただけるような記事も満載！



農業者年金に加入しませんか？

農業者年金の6つのポイント

- 1 農業者の方なら広く加入できます
- 2 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です
- 3 保険料の額は自由に決められます
(月額2万円(35歳未満で要件を満たす方は1万円)から6万7千円)
- 4 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります
- 5 税制面で大きな優遇措置があります
- 6 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助(政策支援加入)があります

女性に優しい年金♪
農地の権利名義は必要ありません。
女性も単独で入れます。

【加入要件】

- ・年間60日以上農業に従事
- ・国民年金第1号被保険者(納付免除者を除く)
- ・60歳未満
(国民年金の任意加入者は65歳未満まで)

農業者年金の3つのメリット

若年層には手厚い政策支援(国庫補助)があります。

- ・39歳までに加入
- ・農業所得が900万円以下
- ・認定農業者で青色申告者 など

支払った保険料は、同一生計の家族の分を含めた全額が社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。
また、年金を受け取る時には公的年金控除を受けることができます。

※ 保険料の支払いが厳しい時などは、途中脱退ができます。この場合、納めた保険料は、脱退後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給されます。(脱退一時金はありません。)また、加入要件を満たせばいつでも再加入ができ、年金原資の積立を再開できます。

※ 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(月額400円)加入が必要です。

※ 農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金を含む)及び個人型確定拠出年金(イデコ)とは重複加入できませんのでご注意ください。

お問い合わせは、農業委員会事務局または地区の農業委員、推進委員へお気軽にお尋ねください。

農業者年金のことをもっと知りたい方は、農業者年金基金のホームページをご覧ください。

【農業者年金基金ホームページ → <https://www.nounen.go.jp/>】



加入して安心

松瀬町 森山 和敏さん

今回ご紹介するのは、松瀬町の森山和敏さんです。

森山さんは奥様の玉恵さんとご夫婦で水稲と露地野菜を生産されています。

森山さんが管理する水田は、長崎県指定史跡「岩下洞穴」の前に広がる計70枚の田で構成された1.5畝の棚田で、そのみごとな眺望に、足を止めて写真に収める人も多いそうです。

その管理は一筋縄ではないようで、草刈り作業だけでも年間100日程度を要しているそうですが、縄文時代からの歴史ある地域に先祖が拓いた貴重な農地ということ、近隣農家3軒の農地も一手に引き受けて管理している森山さんご夫婦。耕作道路の整備もご自身でコッコツと進めながら、息子さんの協力も受けて、綺麗な景観を維持されています。

この地域の土壌は粘土質で鉄分も多いそうで、栄養豊富な野菜が取れ、お米も粘り気があって味わい深く、とても好評だそうです。



そんな森山さんはお父様から農業経営を引き継ぐのと同じ時に農業者年金に加入され、年金受給者となられた現在、国民年金の上乗せとして加入しておいて良かったとのこと。農業者年金は月々の都合で掛け金を変更できるので、若い人も加入してほしいとおっしゃっていました。

この度は、お忙しい中、急な取材にご対応いただき、ありがとうございました。

(辻茂樹委員取材)

家族経営協定をご存知ですか？

魅力的な農業経営は家族内の話し合いから

経営方針などを家族間で十分に話し合い、取り決めるものです。女性農業者や後継者の主体的な経営への参画や家計と経営の分離を促し、家族みんなでつくる共同経営（パートナーシップ経営）を確立する大変有効な手段です。

それぞれ農業経営の状況などに応じて家族間のルールづくりを行い、①個人の意欲的な経営参画など経営内の「個」の確立、②経営方針の明確化など経営の近代化、③経営の永続性の確保という3つの要素を備えた家族農業経営を実現しましょう。

家族経営協定がめざすもの



① 経営内の「個」の確立

- 個人の立場の尊重
- 世帯員個々の意欲と責任ある経営参画

② 経営の近代化

- 家計と経営の分離
- 役割の明確化
- 生産・販売にかかわる経営方針の明確化

③ 経営の永続性の確保

- 農業後継者の地位の安定
- 経営資産の細分化防止

【制度上のメリット】

○認定農業者の共同申請

農業経営への参画が明確にされている家族経営協定が結ばれていること等を要件に、夫婦や親子での認定農業者の共同申請が認められます。

○農業者年金の保険料助成（国庫補助）

青色申告をしている認定農業者等と家族経営協定を締結している場合、配偶者や後継者に対しては基本保険料（20,000円）のうち一定割合の国庫補助があります。

「地域計画」の策定が法定化されました！

これまで任意で作成されていた「人・農地プラン」に代わって、法律（農業経営基盤強化促進法）の改正により、令和7年3月までに地域ごとに「地域計画」を作るよう義務付けられました。

「地域計画」は、地域の話し合いや意向に基づいて作成する必要があります。

皆様のご協力をお願いします。

地域計画とは？

将来

地域農業の将来について

- 地域が一体となって取り組んでいくこと
- ・地域野菜のブランド化を目指そう！
 - ・農業用機械を使って省力化を目指そう！
 - ・有機農業を推進しよう！
- など

+

目標地図（農地利用の将来の設計図）

およそ10年後について

- ・誰がどこの農地を利用するか
- ・農地の貸し借りや交換
- ・新たな担い手の募集

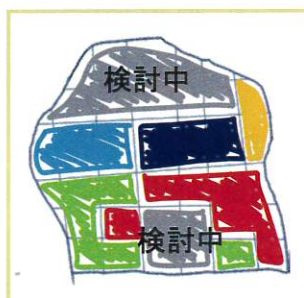


これらを地域における話し合いによって決めていくものです。

目標地図の完成まで

現況地図

目標地図 ※いったん完成

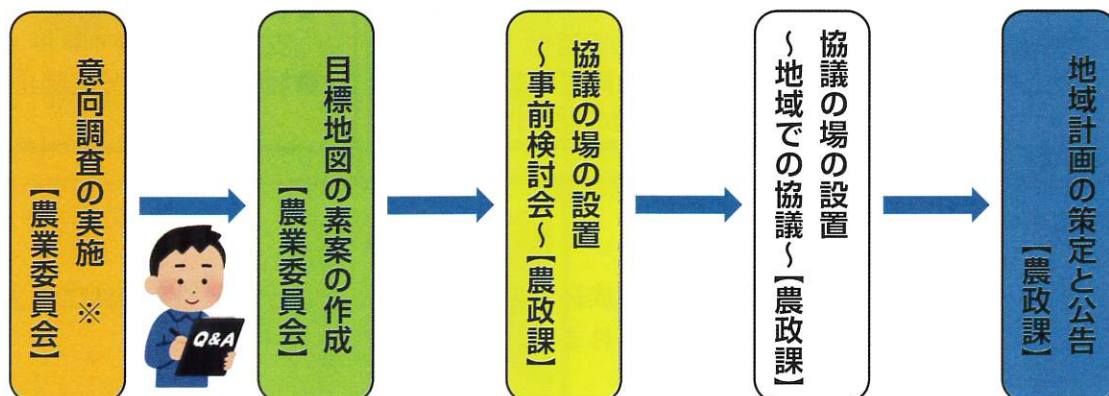


少しずつ
完成度を
高めて



最終的な理想形

地域計画（目標地図）の策定の流れ



※農業経営者や農地所有者の皆様には、アンケートや聞き取りにより、順次、意向調査を実施しますのでご協力をお願いいたします。

農地に関する手続きについて

農地転用について

農地転用とは、「農地を農地以外にすること」であり、住宅、資材置場、駐車場、道路などの用地にすることです。

農地転用する場合は、事前に、長崎県知事の許可を受ける必要があります。市街化区域の場合は、農業委員会への届出が必要です。

自己の農地に、耕作道路を整備するなど、許可が不要な場合もありますが、この場合は農業委員会への報告をお願いします。

転用許可を受けずに農地を転用した場合には、農地法に違反することとなり、原状に回復した後でなければ、原則、許可を受けることができません。また、権利取得ができなかったり、無断転用者に対し長崎県知事よりその必要な限度において工事等の中止、または相当の期間を定めて原状回復その他違反行為の是正のため必要な措置を命じられたりするほか、罰則が適用されます。

農地改良について

農地改良とは、農業経営の合理化と農地の有効利用を図る目的で、農業者自らが行う耕地改良、田畑転換、畑地高上げの改良工事のことです。

農地を改良する場合は、事前に農業委員会への届出が必要です。具体的な基準としては、盛土や切土を行う施工面積が3千平方メートル未満で、かつ、盛土、切土の高さが2メートル以内である必要があります。また、農地改良届の受理後、原則6ヶ月以内に工事を完了させ、1年以内に作付を行わなければなりません。

工事完了時には、機械利用の利便性の向上、一団地あたりの面積が従前より広くなる等、施工前より生産性が向上するなど、優良な農地となるものでなければなりません。また、作物の作付をもって農地改良の完成となります。

単に農地を埋め立てる場合などは、農地改良には該当せず、農地法違反となる場合がありますので、ご注意ください。

農地の権利設定・権利の移転について

農地の貸借や売買は、その農地が相応しい農業者に耕作されるようにするために、農地法により規制がかけられています。農地の売買をしても、農地法の許可を得なければ、所有権移転の登記をすることができません。また、法的な貸借契約の手続きを行わず、貸し手側及び借り手側のお互いの承諾だけで農地の貸借をしていることを「ヤミ小作」といいます。これは農地法違反であり、契約そのものに法的な効力が生じていません。法律の保護が受けられず、借り手にとっては、農業を営む上で不安定な状態になります。しかし、ヤミ小作が違法状態とはいえ、長期間に亘りその関係が継続されれば本来、当然の権利・義務として相手方に主張できることができなくなる可能性があります。

農地の権利設定等については、必ず法的な手続き(利用権設定や農地中間管理事業の活用、農地法第3条許可)をお願いいたします。

非農地通知について

農地の利用状況調査において、次の基準に該当するものに対して、非農地通知を発出しております。

【自然荒廃による非農地の基準】

農地として利用するには相当の物理的な条件整備が必要で、基盤整備等が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは農地に該当しない。

ア その土地が既に森林の様相を呈しているなど、農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

確認ができ次第、非農地通知を順次発出していますが、全体の発出が終わるまでには相当期間を要します。

そのため、右記基準に該当するものについて、土地所有者等からの申し出があった場合には、随時、非農地通知の発出を行っていますのでご相談ください。

◆主な補助金等 詳しくは農業委員会までお尋ねください。

<認定農業者農地集積助成金(市)>

【土地要件】対象農地が市内に存在し、市街化区域外であること			
【人的要件】借受人が市内に住所を有する認定農業者であること			
【賃借期間】5年以上の賃借権を設定すること(使用貸借、所有権移転は含まない)			
【対象】令和6年度中の利用権設定まで※			
基本	新規設定	1万2千円/10㌥	加算 遊休農地加算6千円/10㌥ (農用地区域内であること、新規設定時のみ)
	再設定	6千円/10㌥	

※ 農地の貸借制度の見直しにより、令和6年度をもって利用権設定による新規設定・更新が終了するため。
(令和7年度からは中間管理事業法に一本化)

◆令和4年 農地の賃借料情報

令和4年1月から12月までに締結(公告)された賃借における賃借料(10㌥あたり)は、以下のとおりとなっています。

農地の賃借料を決める際の参考としてご利用下さい。

田(水稲)

地域名		平均額(データ数)	
旧佐世保市	基盤整備地	12,300円	(38)
	未整備地	8,100円	(22)
吉井・世知原 小佐々 江迎・鹿町	基盤整備地	7,300円	(67)
	未整備地	5,000円	(48)
宇久	全域	—	—
(参考)佐世保市平均		7,800円	(175)

畑(飼料作物)

地域名		平均額(データ数)	
宇久以外	全域	5,300円	(34)
宇久	全域	3,600円	(9)
(参考)佐世保市平均		4,900円	(43)

畑(その他)

利用目的		平均額(データ数)	
普通畑	市全域	14,500円	(39)
樹園地		8,200円	(98)
ハウス		25,600円	(3)

編集後記

新年明けましておめでとうございます。
ここに、第26号「させば農業委員会だより」をお届けすることができました。
昨年は三年に一度の委員改選ということで、7月から新たな体制で委員会活動をスタートしております。

私は今期で4期目となりますが、「地域計画」といった新たな施策や農地の売買や貸借に係る法令の改正、加えてタブレット端末の導入による業務のDX化、ペーパーレス化など委員も時代の流れに合わせた対応が求められております。日々勉強しながら、課された任務を全うしてまいりたいと思いますので、本年もどうぞよろしく願います。

最後になりましたが、農業委員会だよりの取材にご協力いただいた皆様方に、心からお礼申し上げます。

(広報班班長 川口勇二)

